

平成 29 年度

九頭竜川・日野川・北川及び遠敷川河川愛護モニター応募要領

国土交通省では、沿川住民の方々の協力の下で、河川整備、河川利用又は河川環境に関する地域の要望を十分に把握し、地域との連携をさらに進め、あわせて河川愛護思想の普及啓発及び河川の適正な維持管理に資するために、河川愛護モニター制度を実施して参りました。

今般、河川行政における地域との交流がますます重要となる中で、今年度も地域の方々と河川管理者の連携をより深めることを目的として、河川愛護モニターを以下のように公募することに致しました。

1. 活動内容

モニターは、日常の生活の範囲内で知り得た情報を河川管理者に伝えることを主な任務とするものであり、定期的に河川を巡視し、あるいはゴミ投棄等の不法行為者等に対し、直接注意、指示して是正を図る等の特別な債務や権限を有するものではありません。

活動内容は、次の事項をモニターとして河川管理者に連絡（一ヶ月に1回の定期と随時）することが主です。

- ①近隣の方等からの河川管理、河川利用等に関する特段の要望
- ②河川環境が損なわれる、あるいは河川利用上障害となるような事象
- ③ゴミ等の投棄、河川の流水や施設等について、異常を発見した場合
- ④特に河川管理者に連絡することが必要と認められる事項

また、上記の活動に加え、河川管理者とともに地域住民への河川愛護思想の普及啓発活動等に努めていただきます。（余暇時間等で対応できるような範囲です。）

2. 活動範囲

- ①九頭竜川（河口から鳴鹿橋付近まで）
- ②日野川（九頭竜川との合流点から江端川水門付近まで）
- ③北川（河口から瓜生大井根頭首工付近まで）、遠敷川（北川との合流点から新遠敷橋付近まで）

3. 応募資格

九頭竜川・日野川・北川及び遠敷川に接する機会が多く、河川愛護に関心を持ち、上記1の活動内容を実行できる活動力を有する満20歳以上の方で、上記の2. 活動範囲からおおむね5 km以内に居住する方

4. 委嘱方法、任期等

九頭竜川・日野川・北川及び遠敷川河川愛護モニターは、近畿地方整備局長より委嘱させていただきます。

任期は平成29年7月1日より1年間です。

また、河川愛護モニターは、次の各号に掲げる事由に該当したときには、委嘱を取り消し、もしくは委嘱を更新しないものとします。

- (1) 委嘱の取り消しの申し出があったとき。
- (2) 「1. 活動内容」に定める活動を怠り、かつ改善の見込みがないと認められたとき。
- (3) 心身故障または自己都合により、活動の執行に堪えないと認められるとき。
- (4) 公序良俗に反し、河川愛護モニターとして、ふさわしくない行為があると認められるとき。
- (5) その他河川愛護モニターとして適当でないと認められるとき。

5. 募集人員

各活動範囲ごとに若干名

6. 手当

月額 4,580円(予定)

注：但し、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収してお支払いすることになります。

7. 選考方法

①所要の人数以上に資格者の応募があった場合は、自治会等の地域に密着した活動に参画している方を優先とし、年齢、地域構成等を総合的に勘案して選考させていただきます。

選考は福井河川国道事務所に設ける選考委員会により実施いたします。

②所要の人数の応募がない場合は、近畿地方整備局長が選任します。

③選考結果は郵便にて応募者に通知します。

8. 応募方法等

封書、官製はがき、ファックスにて下記事項を記入の上、平成29年6月2日(金) (必着) までに応募先に送付して下さい。

6月末までに選考結果を応募者宛に発送いたします。

また、九頭竜川・日野川河川愛護モニターに決定された方につきましては、7月7日(金)に河川愛護モニターの委嘱書交付及び説明会を福井河川国道事務所にて開催する予定です。

北川・遠敷川河川愛護モニターに決定された方につきましては、小浜市内で別途開催する予定です。

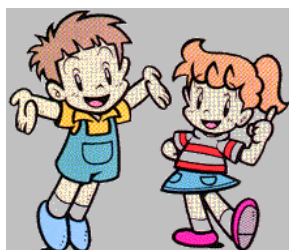
【記入事項】

- ・氏名(ふりがな)
- ・年齢、性別、生年月日
- ・住所、電話番号
- ・メールアドレス(アドレスがなければ不要)
- ・職業
[農業、漁業、林業、自営業、会社員、公務員、学生、その他()]
- ・所属する団体等があればその組織名と役職
[〇〇町内会役員、市民グループ「〇〇〇川をきれいにする会」の幹事等]
- ・これまでに自治会等の地域に密着した活動へ参加した経験とその内容
- ・活動範囲の希望
- ・応募理由(または、九頭竜川・日野川・北川及び遠敷川の感想、要望など) ※100～200字程度
- ・過去の河川愛護モニターの経験
- ・何をみて募集を知ったか

9. 個人情報の取り扱いについて

応募の際にお預かりする皆様の個人情報は、本内容以外の目的での利用やご本人の許可なく第三者に開示することは一切ありません。

10. 応募先、問い合わせ先



国土交通省近畿地方整備局 福井河川国道事務所
河川占用調整課 占用調整係

住 所 〒918-8015

福井市花堂南2丁目14の7

電 話 0776-35-2661 (内線) 342

FAX 0776-35-7946

応募用紙 兼 ファックス送付用紙

国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所
河川占用調整課 占用調整係 行き

F A X : 0 7 7 6 - 3 5 - 7 9 4 6

フリガナ

氏 名 : _____ 年齢 (_____) 歳

性 別 : 男 ・ 女 (どちらかに○をつけてください)

電話番号 :

生年月日 : 昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住 所 : (〒 _____)

メールアドレス(なければ不要) :

職 業 : 農業 漁業 林業 自営業 会社員 公務員 学生 その他 (_____)

↑あてはまるものに○をつけてください。

所属する団体等があればその組織名と役職

(○○町内会役員、市民グループ「○○川をきれいにする会」など)

これまでに自治会等の地域に密着した活動へ参加した経験とその内容

活動範囲の希望 (希望の場所に○をつけてください)

九頭竜川

日野川

北川・遠敷川

応募理由(または、九頭竜川・日野川・北川及び遠敷川の感想、要望など)

※ 100 ~ 200 字程度

過去の河川愛護モニターの経験

何をみて募集を知ったか